

### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 長崎県佐世保市有福町900番地1

氏名 株式会社山口商店 代表取締役 山口 義文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 大石 賢吾



許可の年月日 令和 3年 2月27日

許可の有効年月日 令和 8年 2月26日

1. 事業の範囲

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、  
鉍さい(令第6条第1項第3号イ(6)により環境大臣が指定した産業廃棄物に限る。、がれき類  
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじんを除く。)  
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上の種類(積替え・保管行為をしない)

2. 積替え又は保管を行う場合の場所及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う  
産業廃棄物の種類、数量のたし保管方法及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成18年 2月27日 新規許可
- 平成23年 2月27日 更新許可
- 平成28年 2月27日 更新許可
- 令和 3年 2月 8日 変更許可
- 令和 3年 2月27日 更新許可
- 令和 5年 2月27日 変更届出 (住所の変更)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

